

## 会 員 慶 弔 規 程

### (目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会（以下「本会」という。）会員の慶事又は弔事に対して、祝賀又は弔意を表すために必要な事項を定めることを目的とする。

### (慶 事)

第2条 会長は、会員に次の各号の一に該当する慶事が生じた場合には、当該祝金又は祝品を贈るものとする。

- |                             |            |
|-----------------------------|------------|
| (1) 会員が結婚したとき               | 20,000円相当額 |
| (2) 会員が叙位、叙勲、褒章又は大臣表彰を受けたとき | 30,000円相当額 |
| (3) その他会長が必要と認めたとき          | 20,000円以内  |

### (弔 事)

第3条 会長は、次の各号の一に該当する弔事が生じた場合には、当該弔慰金を贈るものとする。

- |                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| (1) 在会10年未満の会員が死亡したとき       | 20,000円   |
| (2) 在会10年以上、20年未満の会員が死亡したとき | 30,000円   |
| (3) 在会20年以上の会員が死亡したとき       | 50,000円   |
| (4) 会員の配偶者、両親、子供が死亡したとき     | 10,000円   |
| (5) その他会長が必要と認めたとき          | 20,000円以内 |

2 本会の会長及び会長職にあった者が死亡したときは、新聞等に死亡広告を掲載することができる。ただし、300,000円以内とする。

3 第1項第1号から第3号の場合において、弔慰金に花輪又は生花一基を付するものとする。ただし、遺族が辞退した場合又は、その他特別の事情があるときにはこの限りでない。

### (見 舞)

第4条 会長は、会員が傷病等により2週間以上の期間にわたり入院加療したときは、10,000円の見舞金又は見舞品を贈るものとする。

### (会費滞納者に対する適用)

第5条 会費滞納者については、この規程に定める慶弔金及び見舞金等は適用しないことができる。

### (届 出)

第6条 慶弔事を知り得た会員及び遺族等は、速やかに事務局に届出するものとし、事務局は、会員にその内容を通知するものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、本会設立の日から施行する。
- 2 第3条第1項に規定する在会通算年については、社団法人日本不動産鑑定協会東北会宮城県部会及び社団法人宮城県不動産鑑定士協会の会員であった場合は、その在会期間を通算するものとする。